

2項」と、第13条の6第1項中「条例第57条の19」とあるのは「条例第57条の19の3」と読み替えるものとする。

第24条第1項口第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第24条第2項口「の管理者を」を「(条例第79条第2号に規定する本体事業所をいう。以下この章において同じ。)の管理者を」に改め、同条第3項中「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第25条第5項の表及び第26条第1項ただし書中「第4号」を「第5号」に改める。

第32条第2項口「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第40条ただし書中「又は病院」を「、介護医療院又は病院」に改める。

第42条第2項本文中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第45条第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第58条第1項ただし書中「同じ。)及び」を「同じ。)に」に、「又は指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第47条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設に」に、「場合の」を「場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に、「基づき」を「より」に改める。

第69条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第69条第2項口「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所(条例第189条第2号に規定する本体事業所をいう。以下同じ。)の管理者をもって充てることができる。

第70条中第7項を第10項とし、第6項の次に次の3項を加える。

7 第68条第2号の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護職員等については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

8 第68条第2号の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護職員等により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護職員等を置かないことができる。

9 第3項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第72条第2号口「又はウ」を「、ウ又はエ」に改め、同号に次のように加える。

エ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

附則第2項中「「者」」を「、「者」」に改め、附則第4項から第6項までの規定口「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「入所又は」を「入所させ、又は」に改め、附則に次の2項を加える。

7 第39条(第1号及び第3号を除く。)、第41条及び第43条から第45条までの規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

8 第47条(第1号、第2号及び第6号を除く。)の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第20号

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準を定める条例施行規則(平成27年宇治市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改め、同項第1号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第5条第4号中「次条第15号の規定による評価」を「次条第14号に規定するモニタリング」に改め、同条第5号中「に規定するモニタリング」を「の規定による評価」に改める。

第6条第7号前段中「、利用者及び」を「、当該利用者及び」に改め、同号後段中「利用者」を「当該利用者」に改め、同条第9号本文中「この条において」を削り、同条第14号中「含む」を「含む。以下「モニタリング」という」に改め、同条第28号中「基づき」を「より」に改め、同条を同条第30号とし、同条中第27号を第29号とし、同条第26号中「同項の規定による」を「当該」に改め、同条を同条第28号とし、同条中第25号を第27号とし、第22号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同条を同条第22号とし、同条の次に次の1号を加える。

(四) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第6条中第20号を第21号とし、第18号及び第19号を1号ずつ繰り下げ、同条第17号本文中「、次」を「、要支援認定を受けている利用者が次」に改め、同条ア及びイ中「要支援認定を受けている利用者が」を削り、同条を同条第18号とし、同条第16号中「、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)」を「、モニタリング」に改め、同条を同条第17号とし、同条第14号の次に次の1号を加える。

(五) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供するものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第21号

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年宇治市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項口第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第14条第3項口「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第15条第5項の表及び第16条第1項ただし書中「第4号」を「第5号」に改める。

第22条第2項口「、介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市市営茶室条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第22号

宇治市市営茶室条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市営茶室条例施行規則(昭和32年宇治市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「を市長に提出しなければ」を「により使用しようとする日の3月前から3日前までに市長に申請しなければ」に改め、同条第2項中「申請に対し、使用を許可する」を「規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認める」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第8条本文中「を市長に提出しなければ」を「により使用しようとする日の7日前までに市長に申請しなければ」に改め、第9条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第9条 条例第10条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に市営茶室の管理を行わせる場合における第5条から第7条まで、別記様式第2号及び別記様式第3号の規定の適用は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第2号及び別記様式第3号中「宇治市長」とあるのは「宇治市市営茶室指定管理者」とする、

第9条の次に次の1条を加える。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別記様式第5号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宇治市市営茶室条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されているこの規則の施行の日以後における市営茶室の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市市営茶室条例施行規則の規定により申請され、又は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第23号

宇治市観光センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市観光センター条例施行規則(昭和57年宇治市規則第17

号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 条例第13条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に観光センターの管理を行わせる場合における第3条から第8条まで、前2条及び別記様式第1号から別記様式第4号までの規定の適用は、第3条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条及び第11条第6号中「係員」とあるのは「指定管理者」と、前条中「市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場」とあるのは「次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、市長にあつては退場」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「宇治市長」とあるのは「宇治市観光センター指定管理者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宇治市観光センター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されているこの規則の施行の日以後における観光センターの使用に係る様式書類は、改正後の宇治市観光センター条例施行規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第24号

宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市コミュニティセンター条例施行規則(昭和63年宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条 条例第11条第1項の規定により同項に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第3条から第9条まで、第11条及び別記様式第1号から別記様式第4号までの規定の適用は、第3条から第8条までの規定中「市長」とあり、及び「係員」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長は、前項の規定に違反した者に対しては、入場を拒否し、退場」とあるのは「前項の規定に違反した者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、市長にあつては退場」と、第11条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「宇治市長」とあるのは「宇治市コミュニティセンター指定管理者」とする。

別記様式第1号中「 を 「 に、

使用時間 使用日時等

「 を

冷暖房使用 □有・□無 時分から 時分まで

」

「 に、 「
冷暖房使用 □有・□無
」

上記のとおりを「宇治市コミュニティセンター条例第3条第1項の規定により宇治市コミュニティセンターを」に、「様」を「宛て」に改める。

別記様式第2号中「 を 「 に、

使用時間 使用日時等

「 を

冷暖房使用 □有・□無 時分から 時分まで

「 に、 「

冷暖房使用 □有・□無

上記のとおりを「宇治市コミュニティセンター条例第3条第1項の規定により」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条を第14条とし、第12条の次に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宇治市コミュニティセンター条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により提出され、又は交付されている前項ただし書に規定する規定の施行の日以後におけるセンターの使用に係る様式書類は、改正後の宇治市コミュニティセンター条例施行規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

- 3 附則第1項ただし書の規定の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第25号

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則(平成15年宇治市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)第12条」を「。以下「条例」という。)第12条」に改める。

第2条第3項中「の駐車場」を「の自動車駐車場」に改め、同条に次の1項を加える。

6 センターの施設における冷房の実施の時期は、おおむね6月15日から9月30日までとし、暖房の実施の時期は、おおむね11月20日から翌年3月31日までとする。

第6条第1項中「を速やかに」を「により速やかに」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、使用日時及び使用施設の変更は、1回限りとする。

第11条中「第6条第1項に規定する附属設備使用料の」を「別表第1の規則で定める」に改める。

第12条の見出しを「（使用料及び駐車料金の返還）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「会議室使用料」を「使用料及び駐車料金」に改め、同条第2項中「使用料の」を「前項の規定により使用料及び駐車料金の」に、「、宇治市男女共同参画支援センター会議室使用料返還申請書」を「、宇治市男女共同参画支援センター使用料等返還申請書」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改める。

別表中「オーディオミキサー」を「(1) マイク」に

ミニディスクプレーヤー
カセットテープレコーダー

(2) コンパクトディスクプレーヤー

オーディオミキサー
テレビジョン
ビデオテープレコーダー
デジタルビデオディスクプレーヤー
書画カメラ

(1) 液晶ビデオプロジェクター

(2) デジタルビデオディスクプレーヤー

改め、同表の備考第2項及び第3項を削る。

別記様式第5号ロ「宇治市男女共同参画支援センター会議室使用料返還申請書」を「宇治市男女共同参画支援センター使用料等返還申請書」に、「様」を「宛て」に、「次」を「宇治市男女共同参画支援センター条例第7条の規定により、次」に、「使用料の」を「使用料及び駐車料金の」に、「使用日時」を

「使用日時等」に、「使用料」を「使用料及び駐車料金」に、「既納使用料」を

「既納の使用料及び駐車料金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び別表の改正規定（同表の備考第2項及び第3項を削る部分を除く。） 公布の日
- (2) 第6条の改正規定 平成30年4月1日

（経過措置）

2 改正前の別記様式第5号の規定により提出されているこの規則の施行の日以後における使用料の返還に係る宇治市男女共同参画支援センター会議室使用料返還申請書は、改正後の別記様式第5

号の規定により申請されたものとみなす。

（揭示済）

宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第26号

宇治市産業会館条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市産業会館条例施行規則（昭和62年宇治市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。
（指定管理者による管理）

第14条 条例第12条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせる場合における第3条から第9条まで、第11条及び別記様式第1号から別記様式第4号までの規定の適用は、第3条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長は、前項の規定に違反する者に対しては、入場を拒否し、退場」とあるのは「前項の規定に違反する者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、市長にあつては退場」と、第11条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「宇治市長」とあるのは「宇治市産業会館指定管理者」とする。

別表の備考第1項及び第2項を次のように改める。

- 1 附属設備の使用回数は、条例別表の使用時間の区分に応じ、午前・午後又は夜間の区分における使用をそれぞれ1回と、午前・午後又は午後・夜間の区分における使用をそれぞれ2回と、全日の区分における使用を3回として計算する。
 - 2 使用時間を延長する場合において、当該延長の時間が30分を超えるときは、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。
- 別表の備考中第3項を削り、第4項を第3項とし、同表の備考第5項中「算出する」を「算定する」に改め、同項を同表の備考第4項とし、同表の備考に次の1項を加える。
- 5 前項の規定により算定した額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第14条を第15条とし、第13条の次に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の宇治市産業会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出され、又は交付されている前項ただし書に規定する規定の施行の日以後における会館の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市産業会館条例施行規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。
- 3 附則第1項ただし書の規定の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第27号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の一部を
改正する規則

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則(平成24年
宇治市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「 を「 に

164,100円	164,700円
147,500円	148,000円
188,600円	189,100円
184,500円	185,000円
247,500円	248,100円
123,000円	123,300円
179,000円	179,500円
191,500円	192,100円
164,100円	164,700円
169,700円	170,200円
82,000円	82,200円
158,600円	159,000円
120,400円	120,700円
179,000円	179,500円
179,000円	179,500円
160,900円	161,300円
87,100円	87,400円
150,200円	150,700円
138,800円	139,200円
188,600円	189,100円
164,100円	164,700円
209,700円	210,200円
176,500円	177,000円
176,500円	177,000円
176,500円	177,000円
169,700円	170,200円
190,400円	190,900円
177,700円	178,200円
173,800円	174,300円
170,000円	170,400円
163,400円	163,800円
169,700円	170,200円
164,100円	164,700円
164,100円	164,700円
123,000円	123,400円
105,000円	105,400円
254,700円	255,400円
205,800円	206,400円
230,300円	230,900円
205,800円	206,400円
169,700円	170,200円
169,700円	170,200円
188,600円	189,100円
202,400円	203,000円
205,800円	206,400円
164,100円	164,700円
247,500円	248,100円
247,500円	248,100円
247,500円	248,100円
283,400円	284,100円

206,600円
188,600円
82,000円
169,700円
201,000円
191,500円
164,100円
191,500円
191,500円
191,500円

207,200円
189,100円
82,200円
170,200円
201,500円
192,100円
164,700円
192,100円
192,100円
192,100円

、「市長」を「任命権者」に、「の日」を「において任命権者が定
める日」に、「 を「 に

191,500円
191,500円
188,600円
112,800円
188,600円
169,700円
188,600円
169,700円
9,065円
10,419円
9,377円
9,377円
10,419円
9,065円
10,311円
9,749円
9,749円
9,377円
9,749円
9,377円
14,068円
10,419円
7,814円
7,814円
14,068円
14,068円
11,369円
8,067円
14,068円
14,068円
11,369円
9,377円
9,065円
11,369円
7,604円
10,419円
13,668円
13,668円
13,668円
10,580円

192,100円
192,100円
189,100円
113,100円
189,100円
170,200円
189,100円
170,200円
9,099円
10,446円
9,401円
9,401円
10,446円
9,099円
10,338円
9,781円
9,781円
9,401円
9,781円
9,401円
14,105円
10,446円
7,834円
7,834円
14,105円
14,105円
11,399円
8,088円
14,105円
14,105円
11,399円
9,401円
9,099円
11,399円
7,624円
10,446円
13,704円
13,704円
13,704円
10,608円

11,416円	11,445円
10,419円	10,446円
9,377円	9,401円
9,065円	9,099円
9,065円	9,099円
9,065円	9,099円
9,886円	9,912円
9,377円	9,401円
878円	880円
1,258円	1,262円
1,210円	1,213円
1,210円	1,213円
1,467円	1,471円
1,467円	1,471円
1,424円	1,428円
878円	880円
1,008円	1,011円
1,210円	1,213円
1,210円	1,213円
1,210円	1,213円
878円	880円
878円	880円
1,681円	1,685円

改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(基本報酬等の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成24年宇治市条例第17号)及び改正前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する規則の規定に基づいて支給された基本報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、期末報酬及び退職報酬(以下「基本報酬等」という。)は、宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例及び改正後の規則の規定による基本報酬等の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第28号

宇治市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市自転車等駐車場条例施行規則(昭和58年宇治市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(以下「一時利用者」という。)」を削り、「納付し、一時利用駐車証を添えて市長に申し込み、一時利用駐車証に、」の交付を「。以下「一時利用駐車証」という。)の交付」に改め、同条第2項中「一時利用者」を「前項の規定により一時利用駐車証の交付を受けた者(以下「一時利用者」という。)」に、「一時利用駐車証を」を「当該一時利用駐車証を市長に」に改める。

第3条の2第2項中「一時利用者」を「駐車場を一時利用しようとする者」に改め、同項に次の後段を加える。

この場合において、市長は、当該回数駐車券により駐車場を一時利用しようとする者の利用の際に、当該回数駐車券と引き換えに一時利用駐車証を交付する。

第5条第1項中「(以下「定期利用者」という。)」は、定期駐車券申込書を「は、当該定期利用を開始する日の14日前から当該定期利用を開始する日までの期間に、定期駐車券申込書に、「駐車料金を添えて」を「より駐車料金を添えて市長に」に、「)及び」を「。以下「定期駐車券」という。)及び」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「定期利用者」を「駐車場を定期利用しようとする者」に、「いう。)」を「いう。)」を市長に」に改め、同条第3項中「定期利用者」を「第1項の規定により定期駐車券及び同項に規定するステッカーの交付を受けた者(以下「定期利用者」という。)」に、「第1項に規定する」を「当該」に、「(以下「定期駐車券」という。)」を「を市長に」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第8条 条例第11条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第3条、第3条の2、第5条、第6条及び第7条並びに別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第3号及び別記様式第5号の規定の適用は、第3条、第3条の2第2項、第5条、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号中「係員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第2号中「宇治市長」とあるのは「宇治市自転車等駐車場指定管理者」と、「係員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第3号中「係員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第5号中「宇治市長」とあるのは「宇治市自転車等駐車場指定管理者」とする。

別表中「

自動二輪車・原動機付自転車回数駐車券(200円券11枚つづり)	2,000円
---------------------------------	--------

を「 に改め

原動機付自転車回数駐車券(250円券11枚つづり)	2,500円
自動二輪車回数駐車券(300円券11枚つづり)	3,000円

る。

別記様式第1号中「関係」を「、第3条の2関係」に改め、同様式の(裏)中「1日を超えるときは、超える日毎に自転車にあつては 円、原動機付自転車及び自動二輪車(125CC以下)にあつては 円を追徴します」を「駐車場の利用が開設時間を超えて翌日以降にわたるときは、当該超える日ごとに利用の種別に応じた一時利用に係る駐車料金を徴収します」に改める。

別記様式第2号中「

<input type="checkbox"/> 自転車	<input type="checkbox"/> 屋根有り
<input type="checkbox"/> 自動二輪車及び原動機付自転車	<input type="checkbox"/> 屋根無し

「 に改め、同様式の注

<input type="checkbox"/> 自転車	<input type="checkbox"/> 屋根有り
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車	<input type="checkbox"/> 屋根無し
<input type="checkbox"/> 自動二輪車	

」

書中第9項を第10項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同様式の注書第3項中「第三者」を「他人」に改め、同項を同様式の注書第4項とし、同様式の注書中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 定期利用を開始する日の14日前から当該定期利用を開始する日までの期間に申し込んでください。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第6条関係）

定 期 駐 車 券 再 交 付 申 請 書

年 月 日

宇治市長宛て

申請者 住 所

氏 名

電話番号

宇治市自転車等駐車場条例施行規則第6条第1項の規定により定期駐車券の再交付を申請します。

[理 由]

処 理 欄	紛失定期駐車券No.	再発行定期駐車券No.	
	処理 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>処 理 者</td> <td></td> </tr> </table>	処 理 者
処 理 者			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第3条、第3条の2及び第5条の改正規定、第8条を第9条とし、第7条の次に1条を加える改正規定、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第5号の改正規定並びに次項及び附則第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の定期利用の申込みについて適用し、同日前の定期利用の申込みについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の購入に係る回数駐車券について適用し、同日前の購入に係る回数駐車券については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の前日に購入した自動二輪車・原動機付き自転車回数駐車券は、同日にその効力を失う。
- 5 附則第1項ただし書の規定の施行の際現に改正前の別記様式第1号の規定により作成されている一時利用駐車証は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第29号

宇治市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市文化会館条例施行規則(昭和59年宇治市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第14条中「、市又は公益財団法人宇治市文化センターが」を「、本市の執行機関が事務のため又は条例第14条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が同条第3項に規定する業務のため」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第16条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合における第2条から第10条まで、第12条及び別記様式第1号から別記様式第4号までの規定の適用は、第2条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市長は、前項の規定に違反する者に対しては、入場を拒否し、退場」とあるのは「前項の規定に違反する者に対しては、指定管理者にあつては入場を拒否し、市長にあつては退場」と、第10条中「市長」とあり、及び「文化会館の職員(以下「職員」という。)」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「宇治市長」とあるのは「宇治市文化会館指定管理者」とする。

別表中「 を「 に、

5,000 5,500円

「 を「 に、「 を
300 330円 200

「 に、「同じ」を「同じ。」に、「 を
220円 け込み

「 に、「 を「 に、
蹴込み 500 550円

「 を「 に、「 を
70 80円 50

「 に、「 を「
60円 2,000 2,200円

に、「 を「 に、
3,000 3,300円

「 を「 に、
1,000 1,100円

「 を「 に、「付」を「付き」に、
100 110円

「 を「 に、「含む」を「を含む。」
150 170円

に、「 を「 に、「 を
雪かご 雪籠 1,500

「 に、「は除く」を「は除く。」に、
1,650円

「 を「 に、「 を
600 660円 700

「 に、「 を「 に、
770円 400 440円

「 を「 に、
1,200 1,320円

「 を「 に、
1,300 1,430円

「 を「 に、
1,800 1,980円

「 を「 に、「2,500」を「2,
800 880円

750円」に、「900」を「990円」に、「内 1,500」
を「内 1,650円」に、「以上 3,000」を「以上 3,
300円」に、「 を
10,000

「 に、「 を
11,000円 7,000

「 に、「 を
7,700円 ティンパニ

「 に、「 を
」
 「 に改め、同表の備考第1項及び第2項を次
」

のように改める。

1 附属設備の使用回数は、条例別表の使用時間の区分に応じ、午前・午後又は夜間の区分における使用をそれぞれ1回と、午前・午後又は午後・夜間の区分における使用をそれぞれ2回と、全日の区分における使用を3回として計算する。

2 使用時間を延長する場合（次の各号に掲げる時間に限る。）において、当該延長の時間が30分を超えるときは、当該時間の区分に応じ、この表に定める額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの使用 10分の3

(2) 午後10時から午後11時までの使用 2分の1

別表の備考第3項中「使用料の計算において」を「前項の規定により算定した額に」に、「ときは、これ」を「場合は、その端数」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。